

第17回宇都宮市自治基本条例を考える会議（概要）

■ 日 時 平成20年5月15日（木）

■ 会 場 宇都宮市役所 14大会議室

■ 出席者

- ・ 委 員 井上委員，藤本委員，伊藤委員，大竹委員，佐々木委員，添田委員，
築委員，佐藤和男委員，西岡委員，古橋委員，浅野委員，梅林委員，
片岡委員，川嶋委員，郡司委員，小針委員，酒井委員，船津委員，
本田委員，川又委員，砂長委員，寺崎委員，中島委員，松本委員，
山野井委員，櫻井委員，小林委員，渡辺委員，塚原委員，山本委員，
浜崎委員，大島委員，岡地委員，柴田委員，小林委員，森山委員
（委員名簿順）
- ・ 事務局 行政経営部次長，行政経営課行政改革室長，行政経営課長補佐，
行政改革室行政改革グループ係長，事務局職員

■ 会議経過

1 開会

- ・ 事務局より，新委員の紹介

2 議事

(1) 提言書素案について（資料1，2）

ア 提言書検討委員会委員長報告

（以下要旨）

- ・ 本日お手元に配布されているのは，提言書の素案である。前回は，委員の皆さんから貴重な御意見を頂き，感謝している。皆さんの御意見を踏まえ，提言書素案を何点か修正し，だんだん良い内容になってきたと感じている。会長からのお話にもあったように，前回委員の皆さんから頂いた御意見，及び委員から頂いたメールの御意見で最後であるという前提で，会長と協議させて頂いた。時間も迫っているため，会長と私に一任ということで事務局を交えて協議し，意見を交換させて頂いて，本日の提言書素案に至った。皆さん方のお考えは様々であろうと思うが，皆さんの御意見を趣旨として盛り込み，あるいはその内容を生かすということで，御了解頂きたいと思う。

なお，この素案をもとに，今日のメインテーマである「市民との意見交換会」の中で，色々な御意見が出てくるのだらうと思う。それらの意見を踏まえて，また最

最終的に議論する場もあると思う。そういったことを念頭に置き、話をお聞き頂きたい。

- では、お手元の資料 1，資料 2 及び別紙 1 に基づいて、説明させて頂く。

まず、「前文」についてであるが、資料 1「提言書」9 頁と、資料 2 を一緒にご覧頂きたい。資料 2 の「市民憲章と自治基本条例の関係について」であるが、宇都宮市との関係ばかりでなく、上河内町、河内町の憲章との関係についても整理しておいたかどうかという委員から頂いた御意見である。もっともな御意見であり、宇都宮市、上河内町、河内町の憲章と自治基本条例の関係を整理したものが別紙 1 である。

この市民憲章というものは、例えばまちづくりの目標や理念、あるいは市民の行動規範のようなものを定めた、自治基本条例の中の一つのルールともいえるものである。例えば歴史や文化、自然を大事にする、ふるさとに誇りを持つ、あるいは活気ある郷土とするなど、どういったまちにしたいかということ盛り込んだものが憲章である。憲章と条例とは性格や趣旨が異なるため、整合性をとっておく必要はあるが、自治基本条例の中には、まちづくりの目標・理念が盛り込まれるため、結果的に同じような方向性を示すことになろうと思う。別紙 1 を御覧頂くと、条例の前文に、各市町民憲章の趣旨が十分に反映されているものと見てよいと感じる。

したがって、条例と憲章とは趣旨や目的は異なるが、両者はまちづくりについて同じ方向性を示しており、それぞれの憲章の趣旨は条例に反映されていると判断する。

- 2 点目も、「前文」の部分で、「市民憲章と自治基本条例の関係について」であるが、前文の中で、可能であれば上河内町、河内町の象徴的なものを追記できないかという委員からの御意見だった。

頂いた御意見については、第 1 分科会の中で、上河内町、河内町の特徴を含めて議論された経過があり、個別、具体的にどういったものを前文の中に盛り込んでいくかということを議論し出すと様々な御意見もあろうかと思うので、現時点では、第 1 分科会でまとめた内容を尊重し、原文のままとしていきたいと考えている。

委員の旧町の象徴的なものを盛り込んでいきたいという気持ちは非常に理解できるが、条例の中に個別的に盛り込むことは難しいと考えている。

- 次に、資料 1「提言書」16 頁 7 行目、「公共的活動の範囲」について、2 行目を「考え、話し合い、決定し、情報を発信していくこと」というように「情報を発信」という文言を追記してはどうかという、委員からの御意見である。

この部分では、「公共的活動の『範囲』をどうするか」ということを盛り込んでるので、これを公共的活動の「内容」の情報の発信となると、提言書の構成と盛り込みたい内容とで趣旨が違ってしまう。

また、情報の発信自体は、「公共的活動の範囲」の項目の次に「情報の共有」の項

目を設けており、いずれも基本原則に位置付けている。「情報の共有」については、基本原則として位置付けることで、条例全体に共通する項目として扱われるものと判断する。

- ・ 次に、資料1「提言書」22頁5行目、「議会の役割と責務」について、枠の中の3行目に「調査、監視するとともに」の後に、「条例の趣旨を遵守し」を追記してはどうかという、委員からの御意見だった。

この項目に追記していくとする気持ちは理解できるが、「提言書」14頁に、総則規定として、この条例の位置付けを盛り込んでいる。この総則規程は、全文、全条文に共通の項目として規定されるものなので、条文全体に趣旨が及ぼされるものである。したがって、この部分は、原文どおりとしていきたいと思う。

- ・ 次に、資料1「提言書」23頁、「市長の責務」の補足説明2行目から3行目についてである。市の代表者の括弧書きに「(議会と執行機関)」という部分で、この部分を括弧書きとすると、議会をも市長が代表すると読み間違える可能性があるのではないかという、委員からの御意見であった。

ここでの「市」は、議会を含めた市全体の代表者を意味するものである。地方自治法上も、市長は法人格を持つ市の代表者であり、議会については議長が代表するとされている。委員の御意見もごもっともであると感じられる。したがって、この括弧の部分削除する。

- ・ 資料2の裏面に移る。資料1「提言書」25頁、「自助、共助、公助」の部分である。文章のかかり結びから、修辞上おかしいのではないかという、委員の御指摘があった。この部分については、御指摘のとおり修正させて頂いた。
- ・ 次に、資料1「提言書」31頁、「市政運営の評価」の部分である。枠の中2行目、「最もふさわしい方向により施策、事業」の後に「財政収支」も入れたらどうかという、委員からの御意見だった。

財政運営について、公表ということは極めて大切なことであるが、こちらについては、違った形で修正させて頂く。財政収支については、施策・事業を実施する中で評価も実施されており、施策・事業と評価とは一体といえる。財政収支を単独で規定するよりも、むしろ事業・施策と密接につながっているものであるから、その中で総合的に評価されるだろうということである。

しかし、その評価結果の公表は極めて大切なことであるので、「提言書」30頁「財政運営」の規定と一緒に盛り込む方がいいだろうと考える。枠の中4行目に、「執行機関は、財政運営に関する状況を分かりやすく市民に公表していくこと」と公表規定を設け、次の「市政運営の評価」の部分で市民の評価を行うとする方が流れがよいと判断する。したがって、委員の御意見については、「財政運営」の部分で反映させて頂く。

- ・ 最後に、「提言書」32頁「条例の制定及び活用」について、事務局からの提案で、

素案の項目及び内容の修正である。この部分は、法令、条例等の根拠、解釈についての項目であるが、枠の中で「法令、条例等の解釈及び運用」としていたものを、解釈、運用の対象の範囲は明確にするため、規則のレベルまで明示していくということで、項目と補足説明を修正させて頂いた。

- ・ 皆さんから頂いた御意見は、以上のような内容である。

来週から、上河内を始めとして、市民意見交換会が開催されるということで、意見交換会が本日のメインテーマで説明されると思う。意見交換会の中では、この種のものには色々な見方ができるので、多様な意見が出てくるだろうと思う。それらの意見を踏まえて、委員の皆さんと再度検討する機会もあろうかと思う。

現時点では、現在の形で提言書をまとめさせて頂きたいと考えている。

以上で、説明を終わらせて頂く。

イ 会 長

- ・ 「異議なし」とのご発言を頂き、資料1をもって「提言書素案」としていく。

(2) 市民との意見交換会について（資料3，別紙2～6）

- ・ 事務局から説明

委員からの主な意見・質問等(要旨)

○ 委員

- ・ 私の方から参考までに、この種の私の経験からお話させて頂く。

他の都市でも、自治基本条例を考える会議と同じような場で議論した結果をもとに、市民との意見交換会を行ったケースがかなりあった。先ほど、事務局から話があったが、住民は必ず施策の話になる。どうしてもそちらの話の方がしやすいのである。この会議でも、一番初めに施策を問題にした内容の話が行われた経過もある。住民から施策の話が持ち出された場合に、また陳情・請願や苦情というような状況になった場合に、どういうまちを描いていくかという抽象的な議論に持っていかなければならない。したがって、意見交換会に参加される考える会議のメンバーの方々は、いわゆる普遍的な制度をつくるのだという制度論に立ち返り、本市としてはどういう事項を定めるのかということ、住民の意見として引き戻された方がよいのかなと、思っている。老婆心ながら、そのようなことに注意されたらよろしいのではないかと思っている。

○ 会 長

ありがとうございます。恐らく、今の委員のお話のとおりではないかなと思う。担当委員の方々は、事務局とよく打ち合わせを行い、対応して頂きたい。

○ 副会長

副会長の立場で質問するのもおかしいかと思うが、疑問があるので御了解頂きたい。

先ほど、考える会議として「提言書素案」をまとめたところである。この市民との意見交換会において、別紙6のように進めるとすると、住民が「自治基本条例に盛り込みたいと思う事項」を提言書素案に新たに入れて欲しいという議論になるのではないか。そうすると、今ここで考える会議の皆さんの御了解を得た素案が、また当然に変わるということになるのか。全体のスケジュール表を見ると、7月13日まで市民との意見交換会を実施し、そして8月上旬には市長への提言を提出することとしている。今、確定された提言書は、どのような位置付けなのか、説明して頂きたい。

● 事務局

- ・ 意見交換会のワークショップでは、参加頂く市民の皆様が条例に何を盛り込みたいかということを出して頂きたいと考えている。

考える会議としても、今まで2年間、自治基本条例に盛り込むべき内容の検討は十分になされている。事務局では、具体的に意見交換会を実施していないので、どういう意見が出てくるかは分からないが、意見交換会に参加された皆様からの御意見は、既に提言書のどこかに盛り込まれているものであると想定している。

もう一つ、ワークショップの実施については、参加して頂く市民の皆様にワークショップを実施する中で、提言書の内容のようなものが作成されていくことを御理解いただければ効果があつたといえると考えている。

- ・ 事務局から説明（資料4「全体のスケジュール」）

市民との意見交換会を、7月13日で終了し、その後、考える会議を開催し、各地区で出された御意見を整理し、提言書素案との整合性を検討頂きたいと考えている。そして、最終的な提言書を取りまとめ、提言書を市長へ提出していきたいと考えている。

○ 副会長

- ・ もう一点、質問させて頂きたい。ワークショップで参加された市民の皆様は御意見を頂いた場合に、その方へお返事をするのか。この考える会議で、頂いた御意見は盛り込まないこととしたという結論の情報提供や、意見交換会のフォローもしなければいけないのではないかと考えるが、どうか。

● 事務局

- ・ 副会長の御質問については、「提言書」を最終的に提出し、また条例として成文化していく中で、市民との意見交換会を実施した経過としては記載をしていこうと考えている。

例えば、意見交換会で頂いた内容については、こういう形で整理ができるので

はないかということを経過として残していきたいと考えている。

○ 副会長

- ・ ですから、意見交換会のときに、参加頂いた市民の方から出された意見に対して、その意見を出された方へ、またはそのグループへお返事するのか、ということをお尋ねしたのだが。

● 事務局

- ・ 事務局としては、参加頂き御意見を出された市民の方に対し、直接お返事することまでは想定していなかった。「提言書」という形で明文化されていくので、そちらで対応が可能と考えていた。

○ 委員

- ・ ただ今のご説明を伺って、ちょっと不安になった。というのも、大変失礼だとは思いますが、せっかく意見交換会を実施するにも関わらず、まず答えありきのような状況で、あたかも市民意識の醸成にかなり重きを置いて実施していますというような受け止め方がされては意味がないのではないかなと感じる。これは説明の仕方なのだろうとは思いますが、そういう説明ではまずいのではないかなと感じる。苦言を呈するようで申し訳ないが、考える会議の委員として、やはり自分の思いがあるので発言させていただいた。失礼しました。

● 事務局

- ・ 説明が至らず、失礼いたしました。決して市民意識の醸成だけのためにこの意見交換会を開催するということではない。やはり広く市民の皆様方の御意見を頂くことが大きな目的である。

○ 会 長

- ・ 注文ということであるが、形式に流れないようにという御注意でもあったかと思う。ありがとうございます。

○ 委員

- ・ これから市民との意見交換会を実施していく訳だが、意見交換会の後、もう一度、考える会議で検討し、その後にパブリックコメントを実施するスケジュールとなっているが、パブリックコメントが活かされないような気がする。

そこで、パブリックコメントの時期を、市民との意見交換会と同じ時期に合わせて実施し、その後もう一度、考える会議が集まる方がより市民の意見が吸い上げられるのではないかなと感じる。このパブリックコメントの時期を早めることはできないか。

● 事務局

- ・ パブリックコメントについては、考える会議から頂いた提言書に基づき、市として作成した条例案について実施するものである。そのため、今回の意見交換会の時期とずらして、パブリックコメントの実施時期を設定している。

- ・ パブリックコメントの検討内容等については、資料中の予定には入っていないが、考える会議の皆様に対し、報告会のようなものを実施したいと考えている。

○ 委員

- ・ 様々な件について、パブリックコメントを実施している訳であるが、この意見交換会にも参加できない市民の方々もいらっしゃるので、参加できない方の意見を吸い上げる機会を設けて頂くことを御検討頂きたい。

○ 会 長

- ・ ありがとうございます。この件については、事務局の方でお預かりし、御検討頂きたい。

- ・ では、ただ今頂いた御意見を踏まえ、事務局案をもとに、各分科会の世話人、広報班、事務局で、さらに作業を進めて頂くことにしたい。

なお、意見交換会の実施に際して、何か決定しなければならない事項が出てきた場合には、会長と事務局で調整させて頂きたいと思うが、よろしいか。

（「はい」と言う人あり）

(3) 委員の任期について（資料5）

- ・ 事務局から説明し、提案は了承された。

3 その他

事務局から、次回の日程等について説明

- ・ 次回の日程は、7月下旬を予定
- ・ 地域での意見交換会には、毎回5～6名の考える会議の委員の参加を頂きたい。

4 閉会